

# (仮称)子どもの権利条例制定事業

子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

## 子どもの権利条例とは？

- ・1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」に基づき、子どもを権利の主体として捉え、「子どもの権利」や「市や大人の責務」、「権利侵害からの救済」等を定める総合的な条例のこと。
- ・令和7年4月現在で81自治体(うち7政令市)が同様の条例を制定。  
⇒本市においても、令和9年度の制定に向けて検討

## 事業の目的

- ・「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」を制定することで、地域社会全体で子どもの権利を守ることを意識を醸成する
- ・いじめ・不登校・虐待をはじめとする子どもの権利侵害からの救済
- ・すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現

## 事業概要

### (1)事業概要

子ども・若者ワークショップやアンケート等を通じて、子どもや若者の意見を幅広く聴取したうえで、子どもを権利の主体とする「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」を制定する

### (2)令和8年度の取組

#### ①子ども・若者ワークショップの実施（7～8月）

「子どもの権利」をテーマに、幅広い意見を聴取

#### ②子どもアンケートの実施（9～11月）

ワークショップで把握した子どもの疑問や不安などをもとに、子どもアンケートを実施

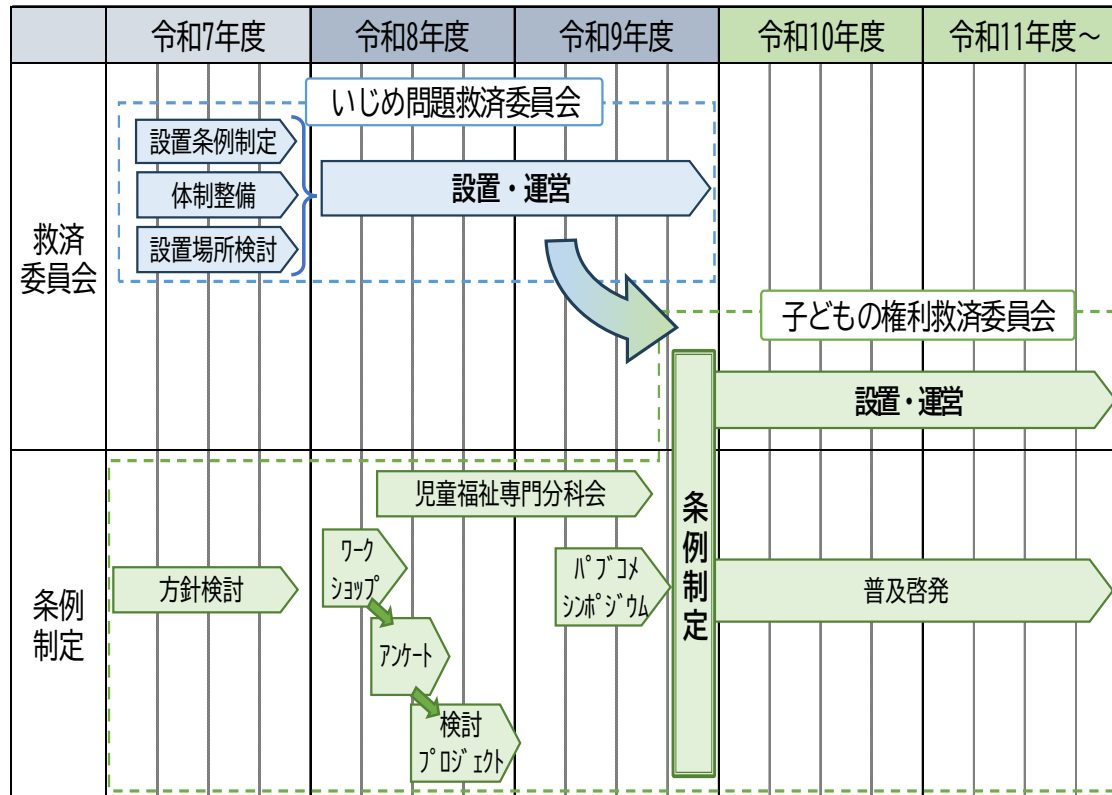
#### ③関係機関ヒアリング（9～11月）

声を上げにくい子どもの意見を反映するため、子どもと関わる事業所等から意見を聴取

#### ④子どもの権利条例検討プロジェクト(11月～3月)

子どもが主体となり、子どもの権利条例骨子案を作成

## 事業全体スケジュール(想定)



### <令和8年度>

- ・喫緊の課題であるいじめ問題等に対して、早期解決を目的とする「いじめ問題救済委員会」を設置。
- ・「(仮称)子どもの権利条例」の制定に向け、子ども等からの意見聴取を実施し、条例骨子案を作成。

### <令和8年度～9年度>

- ・児童福祉専門分科会からの意見聴取を実施し、条例案を策定。パブコメを経て、条例議案を提出。

### <令和10年度以降>

- ・条例制定後、いじめを含む子どもの権利全般からの救済を目的とする「(仮称)子どもの権利救済委員会」に機能拡大。
- ・「(仮称)子どもの権利条例」の普及、啓発。

## さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会への依頼事項(予定)

- ・児童福祉専門分科会の専門的見地及び市民目線からの意見を条例に反映するために、ワークショップやアンケート調査等の進捗報告を行うとともに、条例骨子についての意見聴取を行い、条例案に反映する。
- ・条例制定後についても、適宜報告を行いながら、条例の普及・啓発についての意見を伺う。